

※平成10年の児童福祉法改正で児童館の職員を「児童厚生員」→「児童の遊びを指導する者」となったこと等がわかります。

児童館の運営に関する規定(小型児童館について)

	昭和38 「国庫補助による児童館の設置運営について」(厚生省事務次官通知)、「国庫補助による児童館の運営について」(厚生省児童局長通知)	昭和53 「児童館の設置運営について」(厚生事務次官通知)、「児童館の設置運営について」(厚生省児童家庭局長)	平成2 「児童館の設置運営について」(厚生事務次官通知)、「児童館の設置運営について」(厚生省児童家庭局長通知)					
	昭和39改正	昭和61改正	昭和63改正	平成3改正	平成4改正	平成10改正	平成12改正	平成16改正
設置及び運営主体	市町村。ただし、経営を社会福祉たる市町村社会福祉協議会に委託できる。	市町村及び社会福祉法人	市町村並びに民法第36条の規定により設立された法人及び社会福祉法人					(1)市町村 (2)民法第34条の規定により設立された法人 (3)社会福祉法人 (4)その他の者
広さ	48坪以上	原則として165.12平方メートル(56坪)以上		原則として185.12平方メートル以上	原則として185.12平方メートル(敷地面積で児童館用地の取得が困難な場合は138.84平方メートル)以上			原則として217.6平方メートル(敷地面積で児童館用地取得が困難な場合は163.2平方メートル)以上。ただし、相対室、創作活動室を設けない場合には、185.12平方メートル(敷地面積は138.84平方メートル)以上。
設備	集会室、遊戯室、図書室、トイレ、湯沸湯及び事務執行に必要な設備。必要に応じ待合室、静養室等を設ける。	集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備。必要に応じ待合室を設ける。			集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備。必要に応じ待合室及び児童クラブ室を設ける。			集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備。必要に応じ相対室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室を設ける。
職員	2人以上の専任の児童厚生員をおき、必要に応じ他の職員をおく。		2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じその他の職員を置く。				2人以上の最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者をおくほか、必要に応じその他の職員を置く。	
機能	(1)健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導 (2)子供会、母親クラブ等の地域相対活動の育成助成 (3)その他、地域の児童の健全育成に必要な活動		(1)健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導 (2)母親クラブ、子ども会等の地域相対活動の育成助成及びその指導者の養成 (3)その他、地域の児童の健全育成に必要な活動					(1)健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の系系児童の自主的な活動に対する支援 (2)母親クラブ、子ども会等の地域相対活動の育成助成及びその指導者の養成 (3)子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援 (4)その他、地域の児童の健全育成に必要な活動
対象児童	(1)おおむね3才以上の幼児又は小学校1~3年の少年であって、家庭環境、地域環境及び交友関係等に問題があり、指導を必要とする者 (2)必要に応じて(1)以外の児童も加えることができる		(1)おおむね3才以上の幼児又は小学校1~3年の少年であって、留守家庭等で児童健全育成上、指導を必要とする者 (2)必要に応じて(1)以外の児童も加えることができる	対象となる児童は、すべての児童とする。ただし、主に指導の対象となる児童は、おおむね3歳以上の幼児、小学校1~3年の少年(以下、「学童」という。)及び留守家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童				対象となる児童は、すべての児童とする。ただし、主に指導の対象となる児童は、おおむね3歳以上の幼児、小学校1~3年の少年(以下、「学童」という。)及び留守家庭等のいない家庭で児童健全育成上指導を必要とする学童
児童の管理	指導の対象となる児童の決定は市町村長が行う		規定廃止					
備考	・国庫補助のための要件	・児童館の機能の明確化 ・体力増進を目的とする児童センターの創設	・広域を対象とし、芸術、文化等の総合的対応が可能な大型児童館の創設 ・児童厚生員の専任規定を削り、施設の実情に沿った配置を可能に	・小型児童館等の指導等中核的機能を有する県立児童館の創設	・県立児童館、大型児童館の体系見直し(1)大型児童館A型、B型、C型)	・都市部での用地取得が困難な場合等を考慮した特別措置 ・放課後児童対策事業の創設に伴う表現の変更	・放課後児童クラブを児童館で実施する場合のクラブ室について、整備費で面積加算	

児童館の発達史

1. 起源

- 日本における児童館的な活動の起源は、セツルメントの児童クラブ。
セツルメントは明治末期に始まり、大正、昭和にかけて主として大都市に発達した。
そこにおける児童クラブは、保護者の経済的理由や就労状態などによって、家庭での養育が行き届かない児童が主な対象。遊びを手段とした、集団的・個別的指導を実施。
昭和2年、隣保館・保育所の一部で母親クラブの活動が始まる。
昭和22年の児童館総数は44。(うち公立1、私立43。)

2. 児童福祉法施行による児童館の創設

- 昭和23年児童福祉法の施行により、児童館は屋内の児童厚生施設として法的に位置づけられた。
それに伴い、児童クラブ的活動に加えて、地域における子どもの余暇活動の拠点として、不特定多数の地域児童に対しても健全育成活動を行う施設とされた。
昭和25年の児童館総数は25。(うち公立0、私立25。) ※最低基準の施行により減少。

3. 児童館数の増加と国庫補助制度の創設

- 昭和30年代に入り、児童館数は民間児童館を中心として順調に増加。
昭和38年度、市町村立の地域の児童館について、その設備及び運営費に対し、奨励的な見地から国庫補助制度が創設された。
昭和39年の児童館総数は343。(うち公立190、私立153。)

4. 研修等の充実、児童センターの創設

- 高度成長期、税収増に支えられて、児童館活動に対する国の支援も拡充されていった。
職員の資質向上のため都道府県単位で研修は実施されていたが、昭和43年度から厚生省主催による理論・実技の研修が開始された。
昭和48年度から、母親クラブの活動について、国庫補助開始。以来、児童館と母親クラブは連携的に機能し合うこととされている。
昭和53年度から国庫補助対象が、市町村立の児童館のほか、社会福祉法人が設置運営するものについても拡充されることとなった。
このころ、都市における人口の集中・交通量の増大・住宅開発の進行などによる遊び場の不足、テレビの普及などによる児童の運動機会の減少などの問題が社会化した。
これを背景として昭和53年、都市の児童館の一部について、遊びによる体力増進機能も持つ児童センターが創設された。
昭和54年には、東京23区及び指定都市にある児童館(都市児童館)を対象として、留守家庭児童などの育成指導を強化するための諸施策が講じられ、地域に密着した相談体制の強化を図るなど家庭及び地域における児童健全育成対策の充実が図られるようになった。
昭和55年の児童館総数は2,815。(うち公立2,715、私立100。)
昭和60年度には、年長児童(中学・高校生)のための大型児童センターの整備が実施された。大型児童センターは、年長児童のための設備があり、年長児童に適した活動内容を取り入れ、開館時間にも配慮されている。
昭和60年の児童館総数は3,517。(うち公立3,414、私立103。)

5. 児童館活動の発展と、行政改革

- 昭和60年ごろには、財政危機を背景として、行政改革が政治課題となった。
昭和61年度においては、国庫補助のうち人件費分が地方交付税交付金の積算のなかに算入され、国庫補助対象は児童館活動事業費に限定されることになった。
このような状況の一方で、国は積極的に遊びを通じた児童健全育成の重要性を訴えるため、遊びの楽しさを経験させ、遊びを活性化させるための施策を展開した。
昭和62年度から、児童劇巡回事業として、国から推薦を受けた優良な児童劇を全国の児童館で巡回公演を行う事業を開始した。
昭和62年度、県立の大型児童館に対する施設整備費の国庫補助創設。県立児童館は、県内の児

児童館の指導、職員の育成、連携の促進などの機能も備えたものとされている。

平成 3 年、基準面積を小さくしたミニ児童館が都市部で認められる。

平成 3 年、放課後児童対策事業に国庫補助制度。(平成 9 年に法制化。)

平成 4 年、県立児童厚生施設におけるネットワーク事業に対する国庫補助制度創設。都道府県内の児童館のネットワーク作りを推進するとともに、児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館(プレーバス)を巡回させるなどし、児童健全育成の一層の向上を図ることを目的とした。

平成 7 年、児童センターの国庫補助の対象が市のみから全市町村に拡大された。

しかしながら、平成 9 年度には、児童館活動事業費国庫補助金のうち、公設公営分(県立を除く)について、地方交付税交付金の積算のなかに算入されることになった。

6. 児童福祉法の大規模改正、社会福祉法制定

平成 10 年には、児童福祉法の一部が大規模に改正された。

児童館職員の名称については、地方分権・規制緩和の観点から、最低基準上「児童厚生員」から「児童の遊びを指導するもの」と改称。

平成 11 年度、大型児童センター施設整備について、人口規模要件が撤廃され、すべての市町村が設置できるよう改善が図られた。あわせて、年長児童の居場所作りのための設備整備費が創設された。

平成 12 年度、年長児童の居場所作り、家庭に閉じこもりがちな母親の育児不安解消等をさらに推進するため、相談室、創作活動室等を整備することとし、国庫補助基準面積の改善が図られた。

同年、民間児童館の事業費について、年長児童等対応開館延長等事業等 5 本のメニュー事業が創設され、加算が行われることとなった。

また、同年、民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童養護施設、保育所等の養育機能を活用する、児童福祉施設併設型民間児童館事業が創設された。

更に、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、6 月に施行された。児童館も掲示等による情報提供や苦情処理窓口の設置などが義務づけられた。

平成 15 年度、児童館にも指定管理者制度が導入。